

旅行業法第19条第1項及び第37条第1項に基づく旅行者等の不利益処分の基準

旅行業法(昭和27年法律第239号。以下「法」という。)に基づく旅行者及び旅行者代理業者並びに旅行サービス手配業者(以下「旅行者等」という。)に対する不利益処分は、下記に定めるところによる。

記

1. 不利益処分の基準について

法第19条第1項及び第37条第1項の規定による不利益処分を行う場合、原則として、別表に掲げるものを基準として実施するものとする。その際、「不利益処分基準」欄に行政指導が前置されていない違反に対しては、不利益処分を行う旨通知の上、直ちに当該不利益処分を科すものとし、また、行政指導が前置されている違反に対しては、まず行政指導を行い、それでも是正されない場合に業務停止処分を科すこととする。

2. 不利益処分の軽減について

業務の全部又は一部の停止について、その行為が次の(1)から(3)の全てに該当する場合には2分の1を超えない範囲で、(1)及び(2)又は(3)に該当する場合には4分の1を超えない範囲で、(1)のみ又は(2)及び(3)のみに該当する場合には8分の1を超えない範囲で、1.の業務の停止の期間を短縮することができる。

- (1) 現に旅行者、旅行サービス手配業務に関し取引をする者に身体・財産上の被害を与えていないこと
- (2) 過去10年以内に不利益処分を受けたことがないこと
- (3) 再発防止のための体制をすでに構築したと認められること

3. 不利益処分の加重等について

不利益処分を受けた旅行者等が、当該不利益処分から5年を経過するまでの間に再度同一事項の違反行為を行った場合、違反行為が旅行者の死亡等の被害を生じさせ若しくは生じさせると見込まれるなど重大なものである場合、又は複数の違反行為を行った場合は、行政指導が前置されている場合であっても、直ちに当該不利益処分を科すことができることとする。この場合において、不利益処分を科す際の業務の停止の期間について、2分の3を乗じて得た日数に加重することができることとする(その日数に1日未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)

4. 不利益処分の対象となる営業所について

業務の全部又は一部の停止の対象となる営業所については、当該違反行為を行った営業所であることを基本とするが、複数の営業所を有する旅行業者等については、当該違反行為が本社による内部統制体制の欠如に起因するものと認められる場合にあっては、当該営業所に加え、主たる営業所についても業務の全部又は一部の停止等の不利益処分を科すことができることとする。

5. 登録の取消しについて

不利益処分を科す際に業務の停止の期間が累積60日間に達した場合は、登録の取消を行うことができることとする。

6. 不利益処分の一時実施猶予について

不利益処分を科す場合においても、既に締結された旅行又は旅行サービス手配の契約の円滑な履行に必要な限度において一部の業務を継続しうるものとする。

7. 不利益処分後の関係団体等への通知について

不利益処分を行った場合は、その内容等を関係都道府県（当該処分に係る営業所若しくは事務所の所在地を管轄する都道府県）及び当該旅行業者等が加入している旅行業協会に対して通知するものとする。

(別表)

| | | 根拠条文 | 違反行為の内容 | 不利益処分基準 | (参考) 罰則 |
|------------------|----|-------------------------|---------------------------------------|----------------------|---------------------------|
| 登録に関するもの | 1 | 法第3条、第23条 | 登録違反 | — | 懲役若しくは100万円以下の罰金、又は併科 |
| | 2 | 法第3条、第6条の3第1項又は第6条の4第1項 | 不正の手段による新規登録、変更登録、更新登録 | 60日間の業務の停止又は登録の取消し | 懲役若しくは100万円以下の罰金、又は併科 |
| | 3 | 法第23条、第26条第1項 | 不正の手段による新規登録 | 60日間の業務の停止又は登録の取消し | 懲役若しくは100万円以下の罰金、又は併科 |
| | 4 | 法第6条の4第1項 | 業務範囲の変更に係る違反 | 60日間の業務の停止又は登録の取消し | 懲役若しくは100万円以下の罰金、又は併科 |
| | 5 | 法第7条第3項、第9条第6項 | 供託未届けの状態にて事業を開始 | 60日間の業務の停止又は登録の取消し | 100万円以下の罰金 |
| | 6 | 法第14条、第32条 | 名義貸し、営業の貸渡し等 | 60日間の業務の停止又は登録の取消し | 懲役若しくは100万円以下の罰金、又は併科 |
| | 7 | 法第6条の4第3項、第27条第1項 | 登録事項変更届未届け等 | 行政指導→ 18日間の業務停止 | 30万円以下の罰金 |
| | 8 | 法第19条第1項第2号、第37条第1項第2号 | 登録後に登録拒否事由に該当、登録時拒否事由に該当していたことが登録後に判明 | 是正されるまで業務の停止又は登録の取消し | 6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金、又は併科 |
| 事業の実施体制に関するもの | 9 | 法第10条 | 取引高未報告等 | 行政指導→ 18日間の業務停止 | 30万円以下の罰金 |
| | 10 | 法第11条の2第1項又は第2項 | 旅行業務取扱管理者不選任 | 18日間の業務停止 | 30万円以下の罰金 |
| | 11 | 法第28条第1項又は第2項 | 旅行サービス手配業務取扱管理者不選任 | 18日間の業務停止 | 30万円以下の罰金 |
| | 12 | 法第11条の2第1項 | 旅行業務取扱管理者の職務義務違反 | 行政指導→ 18日間の業務停止 | なし |
| | 13 | 法第28条第1項 | 旅行サービス手配業務取扱管理者の職務義務違反 | 行政指導→ 18日間の業務停止 | なし |
| | 14 | 法第11条の2第4項 | 他営業所との管理者兼務(地域限定旅行者で兼務が可能な場合を除く) | 行政指導→ 6日間の業務停止 | なし |
| | 15 | 法第28条第4項 | 他営業所との管理者兼務 | 行政指導→ 6日間の業務停止 | なし |
| | 16 | 法第11条の2第7項 | 旅行業務取扱管理者定期研修の未受講 | 行政指導→ 18日間の業務停止 | なし |
| | 17 | 法第28条第6項 | 旅行サービス手配業務取扱管理者定期研修の未受講 | 行政指導→ 6日間の業務停止 | なし |
| | 18 | 法第12条の2第1項 | 認可を受けていない旅行業約款の使用 | 18日間の業務停止 | 30万円以下の罰金 |
| | 19 | 法第12条第1項 | 取扱料金(募集型企画旅行以外)非揭示 | 行政指導→ 18日間の業務停止 | 30万円以下の罰金 |
| | 20 | 法第12条の2第3項 | 約款非揭示等 | 行政指導→ 18日間の業務停止 | 30万円以下の罰金 |
| | 21 | 法第12条の6第1項 | 外務員規定違反 | 行政指導→ 18日間の業務停止 | 30万円以下の罰金 |
| | 22 | 法第12条の9第1項及び第2項 | 標識非揭示等 | 行政指導→ 18日間の業務停止 | 30万円以下の罰金 |
| | 23 | 法第14条の2第3項 | 受託契約不備 | 行政指導→ 6日間の業務停止 | なし |
| | 24 | 法第33条 | 無登録の旅行サービス手配業者の使用 | 行政指導→ 18日間の業務停止 | なし |
| 旅行者に対する取引行為に係るもの | 25 | 法第12条の4 | 取引条件説明不実施、書面不交付 | 行政指導→ 6日間の業務停止 | なし |
| | 26 | 法第12条の5、第30条 | 契約書面不交付 | 行政指導→ 18日間の業務停止 | 30万円以下の罰金 |
| | 27 | 法第12条の7 | 募集型企画旅行広告規定違反 | 行政指導→ 18日間の業務停止 | 30万円以下の罰金 |
| | 28 | 法第12条の8 | 誇大広告 | 行政指導→ 18日間の業務停止 | 30万円以下の罰金 |
| | 29 | 法第12条の10 | 旅程管理不実施 | 18日間の業務停止 | なし |
| | 30 | 法第12条の11 | 旅程管理主任者規定違反 | 行政指導→ 6日間の業務停止 | なし |
| | 31 | 法第13条第1項 | 禁止行為(取扱料金を超えた料金収受、故意の事実隠蔽、不実告知) | 18日間の業務停止 | 30万円以下の罰金 |
| | 32 | 法第31条第1項 | 禁止行為(故意の事実隠蔽、不実告知) | 18日間の業務停止 | 30万円以下の罰金 |
| | 33 | 法第13条第2項、第31条第2項 | 禁止行為(債務履行の不当な遅延) | 行政指導→ 6日間の業務停止 | なし |
| | 34 | 法第13条第3項、第31条第3項 | 禁止行為(旅行地で施行されている法令違反行為のあっせん、便宜供与等) | 18日間の業務停止 | なし |

| | | | | | |
|-----|----|----------------------|---------------|-----------------------|-------------------------------|
| その他 | 35 | 法第19条第1項、 第37条第1項 | 業務停止命令違反 | 60日間の業務停止 又は登録の取消し | 6月以下の懲役若しくは5 0万円以下の罰金、又は併科 |
| | 36 | 法第18条の3、第36条 | 業務改善命令違反 | 18日間の業務停止 | 30万円以下の罰金 |
| | 37 | 法第70条第1項及び第 3項 | 虚偽報告及び立入検査拒否等 | 18日間の業務停止 | 30万円以下の罰金 |

(注1) 10から24の違反については、以下の違反期間の区分に応じた日数を上表の日数(本文2の規定により期間を短縮する場合には、その短縮後の日数)に加算する。

| | |
|-----------|-----|
| 14日以内 | 0日 |
| 15日超1ヶ月以内 | 3日 |
| 1ヶ月超6ヶ月以内 | 5日 |
| 6ヶ月超1年以内 | 10日 |
| 1年超 | 15日 |

(注2) 34の違反については、違反回数が5回増える毎に2日間を上表の日数(本文2の規定により期間を短縮する場合には、その短縮後の日数)に加算する。